



特261

113

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
5cm 50 1 2 3 4 5

始





樹木を畏き禊教の主神と持りて大神等乃  
太御穗威を廣大にして素より神を已考り言  
いへり奉るべくとあらばにたんすせど朝夕ア  
神名を称へまつて拜之らしとすも吾門中此  
人々等り其神徳の畧傳を多く知りて、ハ得ある事  
き事なるを以て此度已は其由あせむ乞ひれど  
まことに諸書の中より其古傳説のあらむと此處披露  
撰採ア核集りて禊教主神々徳略記などを名づけ  
りて門中示す。多くすよろしくばつて云ひ多く  
一日もかく招巻とて世々公アセらる事なし



とを重んじて本にそのもとある事と存た。わがふる  
まうり極き筆のすばり。あらざるもむかむろ  
通じぬ文のいいたくななどほどの形ひいとすき  
やさく。まあすとど記事のよすら。かと已む  
さうしてまた。まうりのよそをあもしらうと見え  
人よ其心へし後之味へち自次くに正説を得られ  
る。いは高き神徳をゆふ。作さまうらべと  
福ひがく一言をりく形ひ

明治廿九年四月

基督教管長坂田安治つゝこそあらば

### 重版のことば

先考安治逝いて茲に三十八年、當時童卯八歳の予とし  
ては只夢の境なる取止めのない思ひ出が父についての  
記憶の全部であつた。しかし何時からともなく心に描  
くその映像は漸く鮮明に且つ次第に大きく嚴めしいも  
のになつて、近頃では景仰の念にすら驅れるのである。  
想へば我が禊教が一派獨立したのも父の時であつたし、  
その前後ににおける教務の刷新や諸般の施設經營に於て  
初代管長としての足跡は可なり大きいものがあること  
を今日にして沁々と思ふ。そして此の忽忙の間に教理  
闡明の資としての數々の著述が次々に上梓せられたこ  
とは寧ろ驚嘆に値すべきだと考へる。

然るにそれら教門必讀の書も過ぐる關東大震火災の厄に遭ひ、そのまゝ曠日彌久つひに今日に至つたことを衷心頗る忸怩としたのであるが、偶々時局下に在りて教門の奮起を冀ふに方り、特に教理についての真摯なる検討と深き認識とを期待するが故に窮屈を厭はずして茲に先づ「禊教主神神德略記」を重版發行する次第である。力めて原本の姿を存し聊かの加除を須ひざりしものは兒が乃父に寄する追慕の至情に出づるものなることを諒とせられたい。

昭和十三年十二月

禊教管長 坂田 実 誌す

### 禊教主神神德略記

禊教管長 坂田 安治著

天之御中主大神高皇產靈大神神皇產靈大神の段

天之御中主神と申すは高天原とて天文家に謂ゆる天極紫微宮の所を云ひて其所に陰陽混沌なる神體の玄精寂寞にして臭も無く聲も無き大神無始より御座ませるが則天之御中主神に在まして其無爲の神徳より皇產靈神男女二柱を生給へるに此二神の產靈をもて大虛空の中に其狀貌言ひがたき一物を成出給ひまた此を天日と大

地とに分ち給へり此を天地初判の時といふ

顯宗天皇紀に月夜見命の御語に

我祖皇產靈神は天地を鑄造まし御功ありと御誨しませるは此事なり又同年に天照大御神も此事を御誨あり玉鉢百首に「諸のなり出る本は神皇產靈高皇產靈の神の產靈ぞ」とありて信に人類の生れ出ること萬物の出来る事みな此二柱の御靈によりて成出る事にて其物を生じ給ふ御徳を稱へて産靈とは申すなり抑も產とはもと字牟須の字を省ける語にて物を生じ出来す事なり其は古歌に石ほとなりて苔のむす迄と云るは苔の生ずる迄と云る意なるを以て知るべしまた今の語に息男息女など云ふムスも其人の產し成せる子と云ふ意なるを思ひ合せよまた靈とはもと火と同語にて世に火ばかり靈妙なる物はなき故に何に

まれ奇々妙々にして測識られぬ事物にうつし稱ふ語となれり即天之御中主神とこの皇產靈神を造化の三神と稱奉るなり

### 伊邪那岐命天照大御神の段

倍天地分れし時に大地につきて伊邪那岐伊邪那美二柱、神生坐せり爰に此二神に詔命してこの大八島國を生しめ島の八十島外國も造らしめ給へるは其時の御語にこの漂へる國を修理固成せとのみ有れど要是人種を生成せごの御語にぞ有りける其は國土を造り堅むる御事は人民を生成し住しめ給はむとの御心ならずば何の

用とかせむ こは譬へば家を造ることは必ずその住しむべき人あるを以て造ると同じ道理なること能く思ふべし 是を以て伊邪那岐伊邪那美二柱神その大御心を御心として國土を生成してのち直ちに青人草を生殖し然して後にその青人草の蕃息ブヒヨイり榮ゆべき事をし種々物し給へり其は風火金水土の神等を始め數多の神たちを成給ひ日ノ神月ノ神を生給へるも言もて行けば實には人草のために成坐せりと申さむも強言に非ず 青人草と云ふは古説に人の蕃息ブヒヨイるを青草のしけるに譬たる語なりと云へるは天の益人とも云ふを思ふに實に然も有べしさて後に伊邪那美命は夜見國に到坐したるを伊邪那岐命其國に往坐して彼處の穢惡に觸給ひ還坐して筑紫日向の橋の小戸にて其穢惡を禊祓爲給ひて

祓戸神等を生坐し又其禊祓の神事によりて天照大御神  
三月夜見命一名須佐之男神これを成給へり この禊祓の事委しくは末の祓戸神段に云ふを見るべし 斯て伊邪那岐大神天照大御神を生給ひ天日の御國を治し食さしめ給ひて御自身は天上なる日少宮と云ふ御所に静まり坐せる後に天照大御神皇產靈大神の御心として天の下に蕃息れる人民を御治め有るべき爲に大御神の御孫天津日高彦火邇アマツヒタケルク藝命を天上にて天皇命の御位に即け奉り給ひ天の下の大君と定めて此御國へ天降し奉り給へり これ天子の始めて此邇アマツヒタケルク藝命より當今の大御神まで七十二世にならせ給へり 僕この天の下の万民を統治看す尊にます故にスメラギともスメラミコトとも申すと古人の説なり

忍穂耳命と申してその稚く御坐せる時は天照大御神つ  
ねに御脇に懷き坐て御愛みまし此忍穂耳命の后神は皇  
産靈大神の御女榜幡千々比賣命とまをす神の生坐せる  
玉依毘賣命とまをす神にて其御間に生給へりし邇く藝  
命に坐す故に天照大御神には御孫ヒコにまし皇產靈大神に  
は御曾孫ヒコに坐せり上代にヒコと云へるは謂ゆる孫なり後世この稱へを誤  
りて孫をマゴと云ひ曾孫をヒコと云ふ然れどマゴとは  
眞子の義にて我が生子より次ヒコの子孫までを廣く云ふ言にて孫をのみ云ふ語には非ざるなり  
さて此邇く藝命の御事をし天照大御神は我が宇都の御子と詔ひ皇產靈大神御  
愛しみ坐せる事は神代紀に皇產靈神コトニ特鍾憐愛シトツウガクエイ以テ崇養スラブシタマハ焉タマハとあるにて知るべし畏けれど世の凡人の上を以ても知

るべく孫は生子よりも愛く曾孫は孫よりも愛しと誰も  
云ふを天地人物の本都御祖神と坐す天都神達に坐せば  
殊にその御慈愛の深くおはし坐こと申すも更なり各々  
が心に準へても想像り奉るべし斯てその天降し給へる  
時は邇く藝命いと幼稚く御在せしを天上に在せる神たちの殊に卓れたるを盡く附屬ツヅクたまひ真牀衾と云ふを覆ひ奉りて御許を放ちて天降し給へりし神慮はと申せば青人草を平穩に治め給はむ神慮より外なし又邇く藝命幼稚く御坐在つゝも其御祖神たちの御言のまにく其御許を離れて見もしろし召ざる此御國へ天降アマミませる事

は天照大御神皇產靈大神の大御心を御心とし給ひ天下の人民を恵み治め給はむとの御事なり。天照大御神の青人草をの種ども御覽はせる時に此物等は宇都志伎青人草の食ひて活べき物ぞと宣はむには御身づから上の上にかゝ事をもても悟るべし此は貝に食て活べき物ぞと宣はむには御身づから上の上にかれど青人草とのたまへる其大御心いと著明に知られたり。かくて世の青人草の成出しもとは皇產靈大神の御靈に頼りて伊邪那岐伊邪那美神の生成し給ひ天照大御神に屬し給へるをまた其詔命に依て邇く藝命より次くに天皇命の知り治め給ふなれば實には國土人民ともに天照大御神の御物にて天皇命は其を治め給ふ御職に坐こと著くかつ國土人民の天皇命に御坐すなりさて邇く藝命の天降ます時に御祖神たち此國土

を治め給はむ御政事の方をも委曲に諭し給へるが其趣何に有しと言ふに世にある事は盡く天神地祇の御靈に資ことなる故に神祭りの事を專と御傳へしまづ荒ぶる神は祭り和めて崇あらせす諸神等を夫くに齋ひ祭りてその御恵みのいや益くに加るべく御定めませり其みな天の下の青人草をまつろへ恵み給ふ御態より他の事なく外國風の小賢しき教へは更になし。然れば祭事やがて御政治め給ふ事に用ふる政の字を即マツリゴトと訓むてふ古説も實に然る説にぞおほゆる。かくて邇く藝命より次く御代々の天皇命にもその御由緒の如く御行ひありて神事を第一になし給ひまづ上古には天皇御みづから神事

を成されて天下の人民の衣食住に安然ならむ事を御祈りまして年ごとの六月と十二月との晦日には天下に有ゆる人民の枉事罪穢を拂ひ給はむ爲に大祓ミツバチ云ふ神事を行ひ給へり

### 須佐之男神の段

須佐之男神こは前段伊邪那岐神の天照大御神ミコトこの須佐之男神を生給ひし事は禊祓の神事の最も貴き所以にしてそはなほ祓戸の神の段に謂ふを見るべし記傳に人は人事ヒトモノを以て神代を議るを世の識者神代の妙理の御所爲を識ることあたはず此を曲て世の凡人のうへの事に説なすはみな漢意に我は神代を以て人事を知れりいでそのお漏れたるがゆゑなり

もむきを委曲に説むには凡て世間のありさま代々時々に吉善事凶惡事つぎ々に移りもてゆく理に大きなるも小きも天下に關かる大事より民草の身よのうへの小事に至るまで悉に此神代の始の趣に依るものなり其理は女男大神の美斗能麻具波比より始まりて島國諸の神たちを生坐し今如此三柱の貴御子神に分任し賜へるまでに皆備はれり此間のつきぐの事どもの趣を以て世の人事の萬のことわりを知るべきなり

其はまづ美斗能麻具波比ありてより國々神々を生坐るまでは皆吉善なるを但し初に女男の御言舉の先後の違へ火は世中の大用をなす物なることはさらにもいはず此神の斬られたまへる血より成坐せる神たちも大功をなし給ふされば此火火神の生坐るに因て

神の生ませるも 御母神の神避坐し、は世の凶悪事の始なり  
なほ吉善なり  
かくて黄泉國はかく凶惡に因て女神の移り往て永く止  
坐國なるが故に世間の凶惡の歸止る處にして又世間の  
凶惡の出來る處なり  
女神は火神を生坐るまでは物を成す善神なるを此  
汝國の人草一日に千頭絞殺さむとあるこれ惡神  
になり給へるにて禍津日神の生坐すべき根なり  
さて男神も彼國に追徃てすゝろに凶惡に觸たまへるは  
世間なべて凶惡になれるなり  
かの天照大御神のしばらく天石屋に  
刺隱らし、事又後世に天下亂れに亂  
れし時あるなぞみな此理によれり抑男神は物を成しに成したまひて始終とほりて  
善神なり然れども中間にいさゝか此穢惡に觸たまへるは世中さま善き中にも必い  
さゝかの惡しきはまじ  
らではえあらぬ趣なり  
されど男神は速く顯世に還坐て御禊し  
たまふ  
是凶惡より吉善に移る爲にして世中に凶惡を直  
して吉善事を行ふべき人の道は此理に因れり  
し既に直りたる時に伊豆能賣神成坐せり  
其時に先禍津日

神の成出坐るは全く彼黄泉國の穢惡に因れるを  
移る際なるが故に先其始には此神の成坐るなりさて世  
中に凶惡事のあるは皆穢惡より生れる此神の御心なり 其穢惡を祓ひ清め  
直して 方に直したまふ時にあたりて直毘神成坐  
し既に直りたる時に伊豆能賣神成坐せり 此三柱貴御子神の生  
出坐て 然れども此三柱の中にもなほ須佐之男命は惡神にまして荒び傷害ひた  
に觸れたまひつひに天照大御神の高天原を所知看す又全く  
し理によれり  
吉善に復れるにて  
さてなほ此大御神すら須佐之男命の荒びに得堪給はで  
事も必なくてはえあらぬ理にて其理は皆黄泉の凶惡より出るなり然れども大御神  
はつひに障られはてたまはずほどなく吉善に立復りて又明らかく無窮に世を御照  
し坐まして皇御孫命此天下を所知看て  
皇統は千萬世の末までに動きたまはず  
熟く味ひて世間のあるかたち何事も吉善より凶惡を生  
なりける 古今治亂吉凶うつりかはるよろづの  
理は悉く此上件の趣によることなり されば此次第の趣を

二柱神諸神を生たまへる吉善によりて女  
じ 神の神避坐凶惡は吉善よりおこるものぞ 凶惡より吉善を生じつゝ  
伊邪那岐命黄泉の穢に觸たまへる凶惡によりてこそ御禊して月日神  
は成出坐せれ何事もみなかくの如く吉善は凶惡よりおこるものなり 互にうつ  
りもてゆく理をさとるべく 人の生死 一日の夜晝一年の春秋あるも此  
事も無くてはえ 又然凶惡はあれども終に吉善に勝事あたは  
あらぬ理なり

ざる理をも知べく かの女神の顯國の人草を一日に千五百人を生出しましたまふこれなり後に須佐  
之男命の荒びたまふによりて天照大御神天岩屋に隠らせれどもほどなく  
又出坐て永く世を御照し坐し須佐之男命は逐はれたまふもこの理なり

又人  
は必凶惡を忌去て吉善を行ふべき理をも知べきなり 邪伊  
那岐命の黄泉の穢惡を忌惡ひて御禊したまふ是なり後に須佐之男命の二たび逐は  
れたまふも此理なるが故なりさて世人の凶惡を直して吉善を爲べき道は彼の御禊  
の理によれることなれども彼大神此御禊をもて世人の凶惡を忌去て吉善を行へと  
教諭したまふにはあらず其故に彼御禊も其時にことさらに神の教によりて爲給ふ  
には非す元来產集日神の御靈によりておのづから黄泉の穢惡を穢惡しとおもほす  
己命の御心から爲たまへれば世人も亦其如くにて產集日神の御靈によりて凶惡を

きらひて吉善をなすべき物と生れたれば誰が教ふとなけれどもおのづからそのわ  
きためはあるものなり然れども又其なすわざ必吉善のみもえあらずおのづから凶  
惡もまじらではえあらぬ是はたかの大神も一たびは黄泉に入て穢惡に觸  
たまひ又三柱貴御子神の中になほ須佐之男命のまし坐す理によれるなり

奇し  
きかも靈しきかも妙なるかも妙なるかも  
凡そ世間古今萬事此理にもるゝことなし

### 大國主神の段

大國主神は出雲國の大社に鎮座す大神にて速須佐之男  
大神かの奇稻田比賣に御合まして八島篠見命またの名  
は八束水臣津怒命を生しめ給ひ此神の御子に天葺根命  
あり大國主神は即ちこの葺根命の御子なり御母は刺國若  
比賣命と申せり 大國主神を直に須佐之男神の御子と申し或は六世孫  
須佐之男命かの石屋戸の事すみて後に千座置戸の祓事  
など云ふも皆謬なること古史徵の論を見て知べし 抑

によりて御心清くしくなり給ひて高天原を降りまし天  
の壁立<sup>アカ</sup>かぎり外國<sup>コ</sup>を見巡りて出雲國に還り著給ひか  
の手摩乳足摩乳が請ひの隨に八俣の遠呂智を斬りて所  
思えず天村雲の神劍を得ましその御子御孫などの國作  
り給ふを見立年久しく此國に御坐せるがかの神劍をば  
御孫葺根命を天上に遣して天照大御神に獻り給ひ御曾  
孫に大國主神生坐て後に豫て所思せる如く根國に入坐  
せりき其は大國主神稚立より遂に功成給ふべき神性なる事を御覽し定め給へる故なること古史傳等の説を見て知るべし斯て大國  
主神に庶兄弟八十神ありしが共に謀りて大國主神を殺  
し奉らむと爲けるを須佐之男大神の坐す根國に到坐し

てその御女須勢理毘賣命を御妻として大神の御靈の御  
璽たる生太刀生弓矢また天沼琴を賜り坐て彼庶兄弟た  
ちを悉く追撥ひて伊邪那岐大神また其祖神たちの作竟  
給はざる國處をみな造り給ふ此時に少彦名神外國より  
來坐て助け給ひ此神また外國へ徃坐て後に大國主神御  
自から<sup>シテ</sup>の和魂大物主神の既く外國へ徃坐たりしが還り  
坐て共くに堅め給へり少彦名古那神大物主神のことは玉津の大社三社を拜する詞の所に委しく出たり付て見るべし

かくて世の人種の便りとなる事をし種く始め給ひ大八  
島國の大國主として出雲國に御坐けるに天照大御神皇  
產靈大神の御命もて天穗日命また武甕槌神經津主神な

遣はして大八島國を治むる顯明事を皇美麻命に譲りて幽冥事を治すべき由を詔しめ殊に重く御あしらひ有しかば此御國を皇美麻命に奉りて須勢理毘賣命と共に杵築の大社を本宮と定めて無窮に幽冥事しろし看す事とは成りぬ是時よりぞ幽顯はじめて別りける玉鉢百首に「八雲たつ出雲の神をいかに思ふ大國主を人は知らずやも」解に出雲の神は杵築の大社なり大國主をとは唯に大國主命といふ御名を云へるのみには非ず是は葦原の中都國天下を經營し領じ坐ましし國の主たる神なる物をと云ふ意なり人は知らずやもは人は知らぬかと云ふ

意にて世の人々かく尊く重き神にて坐ますを其とも知らずに居る事かと深く咎めたる詞なり  
一首の意は出雲大社の神をば人とは何に心得て居るぞ此神は天下を經營し給ひ領知し給ひし國のあるじ大國主神に坐ませば天下の人必いつき奉らでは叶はぬ神なる物をそれとは知らぬかと云るにて世人の出雲の大社を必尊敬し奉るべき事を知ざるを深く歎きて詠れしなりと釋たるが如し

抑この大神の尊きことは國土を經營まして大國主と坐し故のみならず世の顯明事とて國民を治め給ふ御政の現事をこそ皇美麻命に譲り白し給へれ幽冥事とて國の治亂吉凶及び人の生死禍福など凡て誰が爲す態とも知らず行はるゝ神事の原を裁判し給ふ大神に坐す故に常に禮拜し奉らでは叶はぬ神なり是をもて玉鉢百首にも

「目に見えぬ神のころの幽事はかしこき物ぞおほにな思ひそ」と詠れたり神の心の幽事とは大國主神の幽世に坐て治たまふ神事をいふ其は誰が爲す態と顯に知れぬ事なる故に目に見えぬと云ひ神代紀には幽事と書れたり畏き物ぞとは恐るべき事ぞとなりおほにな思ひそは危畧に思ふなと言れしなり然るは此現世に目に見ゆる事どもは假令恐ろしとも人に知らるゝ悪事をせねば世の咎めを受ること無れど人の得知らぬ惡意惡事は目に見えぬ神の憎みを受る事にて一條兼良公の神代紀纂疏に人爲惡於顯明之地則帝皇誅之人爲惡於幽冥之中則鬼

神罰之爲善獲福亦同之と信に此語の如く陽に知るゝ惡事の有るは顯明に上より罰し給ふを陰に知れぬ惡事の有るは人こそ知らぬ神を欺くこと能はず幽冥より神の御覽して冥罰を行ひ給ふ事をかしこみ慎むべきことなり凡そ人その實徳を修せむと欲するに幽冥に愧恐るゝといふことを心得る時は決めて惡き事の爲られぬ道理なれば其幽冥の原をしろしめす大社の神に誓ひて其實心を琢く時は大凡道に違ふ事なし殊に此現世に居る間は長くとも百年を多くは越えぬを此世を退りては永く大國主神の幽冥に歸して其御制めを承給はる事なれば

常に拜み奉るべきは勿論の事なり

### 祓戸四柱神の段

前段伊邪那岐命の所に説しことく夜見國に徃坐て彼處の穢惡に觸給ひ還座して此所の阿波岐原にて其穢惡を禊祓ひ爲給ひて祓戸神たちの生坐る事は神代紀に明なりさて阿波岐の事くさく説はあれど玉襪に萩なりと云ふに從へし禊字をミソギと訓むは身滌にて水にかづきて滌ぐを云ふ禊字をハラヒと訓むは拂なり  
本居宣長大  
人云ふ美曾  
岐は必ず水邊に出てするを限りて今も忌明などに海川の邊に出て清まはりまた許里と云て水浴ることあるは禊の意なり許里は川降の約まりたるなり波良比は水の邊にてするをも然らぬをも廣く云ふ名なり  
祓戸神たちは大祓詞に御名の出たる瀬織

津比咩神速開都比咩神氣吹戸主神速佐須良比咩神四柱これなり此は伊邪那岐命の甚く豫母都國の穢惡をきらひ給ふと樟原にて身滌たまふ其御魂の凝分りて成坐る神等なる故に其由來のまにく世に有ゆる枉事人の身に係りとかゝる罪穢禍事をも盡くに拂ひ清め給ふが故にかく申す事なるが其本は遙く藝命御天降りの時に天皇祖神たちの高天原に其事を始給ひて葦原中國にても如きものし給へと御教へ坐る大祓の神事をまねび奉る事なりさて玉鉢百首に家も身も國もけがすな穢はし神のいみ坐すゆしき罪を  
解に穢はしのしは助辭なり其穢は神のいみ  
惡ひ給ふ忌しき事となり罪をのをは罪なる

ものをと云意なり身も清く行ひ家をも清淨にして萬づに穢のなきやうにせよとなり國もも穢すとは一郷一郷いひ合せもてゆかば一國中けがるゝ事なく清淨ならむまた國を有つ人のいましめにも有べし國の内けがるゝ時は國の災あるべければなり一首の意穢は神のいたく忌きらひ給ふ罪なれば身も家も國も穢さぬやうにせよりとなまた「穢をし罪ともしらに禊がすて黙止ある人を見

るがいぶせき解にしらには不<sup>レ</sup>知<sup>ト</sup>と云ふことなり黙止あるとは爲べき事をせず其ま<sup>レ</sup>在<sup>カ</sup>を云なり俗にも爲べき事をせず居るをだまつて居るといふ是なりいぶせきは譖悒の字をかきて心の内にもやもやと思はれてさつぱりせとねを云なり此にては禊がすて在<sup>カ</sup>人を見てはきたなくむさく思はるゝを云なり一首の意物の穢をそれ罪咎ぞともしらすして身瀧<sup>カ</sup>祓をもせすに徒にあるを見れば快からず思はるゝ由なり「また罪あらば

清き川瀬にみそぎして速秋津姫にはや明らめよ罪とは穢<sup>カ</sup>の歌にも見えたり穢を罪と云ことなど大祓詞後釋に委く説れたり速秋津姫は即<sup>テ</sup>祓戸の神の一神なり祓戸ノ神四柱の中に分て此神のことを詠れしは清まる方には殊に功<sup>カ</sup>の有る故なり其は古史傳に付て見るべし一首の意人もし穢あらば清き川瀬に下たち身瀧して速に祓ひ清めよとなりまた枉事を身瀧<sup>カ</sup>せれこそ世を照す月日の神は成出ませれ身瀧<sup>カ</sup>せれこそは

給ひたればこそ天地に耀きて世を照し給ふ日月の神は出生し給ひたれ然れば世人伊豆の御靈と天地にいてり微<sup>ハ</sup>らす日の大御神と云歌を巻頭におき此歌を巻尾に詠れしは解にも云<sup>ハ</sup>る如くなど詠れたる歌どもの意を常に思ひて心ある事と見えたり朝夕に過犯せる罪穢を攘ひ給はむ事を祈り白すべき事なり然るは何に其の行を慎む人なりとも自から知て犯す事こそ無るめれ心に得知らで過犯す事は必有りと心得べし其は所思ざる穢惡にふれ穢火を食ひまた天地の神隨なる道に違ひ或は人また物の爲に善からぬ事を知らず行ひて其心裡に思ふ恨を受けて有らむ事も測られず然れば祓處の神たちに日々に其過犯しを祓ひ給はむ

事を祈り白して得知らぬ罪をも除かずば有へからず  
に云ふ然れば惡と云ふまでの事はなくとも誰しの人も過なしとは云がたし  
此は身の行ひに属たる罪の議なるが其行ひの穢惡をし  
祓ひ清めて心さへに淨まる事はまづ此祓ひの神事は須  
佐之男命の天津罪より始まるが此祓を受給ひて後に  
其御心直り給ひ我御心者安平爲焉とも我御心須賀須賀  
斯とも宣へるを思ふべし然れば其行ひの穢惡は更なり  
枉神の心と種々の曲れる事に率れる穢惡も此神事によ  
りて攘ひ直さば直るべきにこそ是を以て玉鉢百首に「か  
ら心直し給へと大直日神の直日をこひ祈奉れこは解に大直  
日神は古事記

に伊邪那岐命の御瀬の段に爲直其禍而所成神名大直昆神次伊豆能賣神とありて世間の萬づの悪きことを吉に直し給ふ神なり然れば人の心に染つきて離れがたく退カムがたき漢意を直し給へと大直日神の直日をこひ願ひ奉れとなり直日をこひ祈とは物直し給ふ神靈を祈り願ふなりといへるがごとし「伊豆の賣の伊豆の御靈を得てしあらばからの曲れることが悟りて  
む解に伊豆の賣は上の往に引出たる伊豆能賣神なりいづの御靈は清淨明白なる  
神靈を云なり夜の曲れる事とは漢意の直からず物を強たる事を云なり一首の  
意直昆神に祈り願ひて其直昆の御靈によりて伊豆能賣神の清淨なる御靈を得たらむ物ならば其時ぞ漢意のわろき事をば悟るべしとなり  
祓處の大神たちなり世の生學者たち心をも滌ぎ淨むる  
と云類の説をば總てかの心法など云ふ理にのみ思ひな  
主神伊豆能賣神とあるは即謂ゆる速秋津姫神にて共に  
して一向に用ふまじき事の如く云ふもあれど其は僅に  
て其旨を誨されたり大直昆神とあるは即謂ゆる伊吹戸

古道の肌體を見て其精神を伺ひ知ざる未しき言にこそ  
猶云は、本居宣長翁の歌に「天照らす神の授けし眞白玉。  
ひかり見ねばや人の知らなく」と詠れたる有り。抑人の精神は  
元より身軀の内に在て眼に見ざる故にや虚略に思ひて穢惡にふれたるを祓ひ清め  
むとせや浮れ俗徳ふをも招き鎮めむとせや謂ゆる眞一の道を守り心法修行。  
すべき理を知らざるが非事なる由を晦さむとて詠れたるなり。熟く味ふべし俗の  
儒者佛者などは唯に心法修行の議のみにして身滌祓の  
外行を修せずまた神道者流は唯に身滌祓の外行をのみ  
修すとは云へど内行を力めずこは共に禊祓の真旨を知  
さる物なり其は謂ゆる行觸來觸眼借口借屎戸血汚なご  
は外に属る穢惡なるが傲慢貪淫憎妬などは内に属る穢

悪なれば祓處の神に誓ひて此内外の穢惡を共に攘ひて  
清淨しく努むるぞ眞の禊祓なりける。いかで眞の古道に志あら  
を務めて眞の禊祓に至らむ事こそ願はしけれ。世人は内外を淨むる行ひ  
求福也など註し禊字は除惡祭名三月上巳臨水祓除不祥  
也。註せり然れば波良比美曾岐に此二字を當たるは熟  
當れり。然るに其本によりて云ときは實には彼國にかかる神事どもの傳はれる  
その性質はさかしら無りしこと知べし其古道を傳へたる玄家の學  
には殊に禊祓の旨を精く開示せり其由は赤縣大古傳に付て見べし  
にも最古く謂ゆる梵士らの行ふ道に禊祓の事ありて此  
を懺悔と云へり然るは其學ぶ吠陀論中に懺悔の目あり  
三藏法數に懺悔語具云懺摩革言懺悔過今云懺悔者華梵兼稱也。懺名修來悔名改  
姓と見えたり悔は我が過を知るをいひ懺は罪を白狀してわがるを云ふ。こを

百論疏と云ふ物に恒河、吉河入中洗者便得罪滅上古聖人  
入中洗浴便得聖道故就朝暝及日中三時洗也と云るにて  
知るべし印度に此事の有も亦わが皇神の傳給ひ  
し道なること印度藏志に付て見るべし梵士の古法は斯の  
如くなりしを佛法にも其道を竊み用ふれど唯に罪過を  
發露する耳にて河に入りて洗浴ぐ事は爲ざるなり唐土  
天竺ともに此事の傳はれるは我が皇神の道の彌綸せる  
にて祓處の神たち皇國の禊祓にのみ幸へ給ふに非ず他  
國にて行ふ禊祓にも其穢惡の清まる事は皆この皇神た  
ちの御恵なるを外國人どもの然る事と知ざるは然も有  
べし皇國の人にして此由緒を知らざらむは最も淺まし

き事にざりける然れば今世までも公廷にて六月十二月の晦日に天下の  
百姓の罪穢を拂ひ給はむ爲に天都御祖神たちの大詔命の  
おにく此神事を行ひ給ふ事の御恵みをし深く辱み奉り人々其御わざに效ひ奉り  
各々その分とに執行ふべく又さらぬは世にも神社などにて夏越の祓大晦日の祓と  
て執行ふ事ある場に集ひて其神事にあひまた此神たちの拜  
を缺す常に右の意ばへを思はむこと神の道の第一義にこそさて此にいと  
宜き因なれば謂ゆる忌服また穢氣の事をあら／＼記し  
辨へむにまづ忌と云ふは則字の如く親にも有れ餘の親  
属にもあれ身まかりたる其みぎり忌慎みて居る間を云  
ふ事にて此は古の御令を考ふるに今とは日數いさゝか  
異なれども朝廷に仕奉る人をば其こもり居る日數を其  
親疎に依て定め給ひて其日數の間御暇を賜はりたる物  
ゆゑに此を暇と云へり暇を假と書くも同じ事  
なり誤りにはあらずまた服と云は其

忌こもる御暇の日數に依て此も日數を定給ひて其日數の間を鈍色といふに染たる布の衣を著る事なり其鈍色といふは今の鼠色の事なるが其はた其血縁の親と疎きとに依て其色にこき薄きの定りもあり此みな親戚の思ひに依りて美服を著る心もなき人情を本として定給へる御制なり神世は更なり最上れる世には物ごと大らかに人情すなほに厚かべき事をも粗略になしつゝ神事仕奉るにも皇に事うまつるにもあらぬ非事など出来し故に自から嚴なる御定なくては有るまじく斯くは爲し給へるなるべ此はた神の御心なる事は上下に云へる説どもと思ひ通して辨ふべし歌文

に藤衣また墨染の衣など云るは此服の事なり扱この服を著て居る間の日數を服とは云なり斯て右に云ふ暇の

日數だに過れば喪衣を著たる人といへども事に依りては其ながらに内裡へもまた其の官廳へも参入たる事なり然るを中頃より父母の喪にも除服せよと仰出されて右の服を著る事を除させらるゝ事とも成たる故に後は公家さまと云へども喪服ながらに出歩行ことは無く況て下さまにては服を著る事すら絶たる故に其服と云名目の謂をさへに今の人は知ざる如くも成たれど中昔の頃は下と云へども必右の如く有しなり扱今官府にて忌服と云て其忌の間は官務をせざるは古暇と云て御暇を賜はりたる趣なり又仕官ならぬ庶人も忌服は同じ

事にてまづ父母は忌五十日服十三月父方の祖父母は忌三十日服百五十日母方の祖父母は忌二十日服九十日また養父母は忌三十日服百五十日但し遺跡相續或は分地配當の養子は忌服實父母の如し繼父母は忌十日服三十日嫡母は忌十日服三十日離別の母忌五十日服十三月曾祖父母は忌二十日服九十日母方は忌服なし高祖父母は忌十日服三十日母方はなし父母の伯叔父姑は忌二十日服九十日母方の舅姪アヤは忌十日服三十日また兄弟姊妹は忌二十日服九十日異母の兄弟姊妹これに同じ從父兄弟姊妹は忌三日服七日母方も同じ姪姪アヤは忌三日服七日姉妹の子も忌服同じ但し異父兄弟姊妹の子は半限をさして夫は忌三十日服十三月妻は忌二十日服九十日うく

嫡子は忌二十日服九十日但し女子は最初に生れたるも末子に准す末子は忌十日服三十日養子は忌十日服三十日但し家督たる時嫡孫は忌十日服三十日末孫は忌三日服七日女子は始に生れたるも末孫に同じ曾孫玄孫いづれも忌三日服七日夫の父母は忌三十日服百五十日妻の妻父母は忌服なし八歳以上は定式の如し但し七歳以下小兒の方にても忌服なし然れども父母死去の時は五十日遠慮其外の親類は一日遠慮すべし聞忌は遠國にて死去たる者月日經て告來ると云へども父母の忌服は其聞たる日より定式の通り受べし自餘の親族は聞たる日より忌服残りの日數受る事なり忌の日數すぎて告來るは一日遠慮すべし服明たるものこれに同じ○上に舉たるは服

文と云は巫學談弊に論へる如く古の物に非ず佛教の意を取りて吉田家にて作りたる物なる故に正しき古書に見えずさるはまづ其名を六根清淨戒と云も即佛語にて六根とは眼耳鼻舌心の六つを云て佛書中にいと多く又其文に目に諸の不淨を見て心に諸の不淨を思はず耳に諸の不淨を聞いて心に諸の不淨をきかず鼻に諸の不淨をかぎて心に諸の不淨をかくすなど云もみな密宗の佛語なり然るに彼らかやうの山緒を知らず神前にて此文を讀むは曾てあたらぬ事ながら知らぬが故の事にも有頑人なりまた上の内外の玉垣清く淨しとあるは即佛書なる内清淨外清淨と云ふこと淨を見て作りたる文なるが殊に内清淨とは彼謂ゆる目に諸の不淨を見て心に諸の不淨を見ず耳に諸の不淨を聞て心に諸の不淨をきかすと云やうに内を清くするを云べけれどかやうの物を據として穢と云ふはなき事なりと云は公の御撰にも乖へる穢人なりまた上の内外の玉垣清く淨しとあるは即佛書なる内清淨外清淨と云ふこと已ひ外清淨とは万の穢を忌み慎み清く物をしつらふ事をいひて專同じ心なり然れば己が據とする文は悉く佛語より出たる事なるをさる事とはしらずして神道を説く事など云は甚片腹痛き事にこそ參宮するとも苦しからずなど云は是また甚じき非事なり然るは神の甚く忌給ふ物なる上は神の御國の神の御民と有む者のゆめく輕慢にすべき事に非らず

忌令に記し有る所なるが猶くさく巨細なる差別も無には非ねど大概は斯の如くにてかの天和三年六月伊勢兩宮の禰宜等より申上られたる暇服令の趣も大かつ同じ事なれば誰しの人も此御定を承賜はりて假令古の趣とは違ふとも時々の御令にてそれ即神の御心なる事なれば嚴に謹みて神拜には殊に忌畏むべき事にこそ然るに世に巫祝社流生狡しき輩など忌穢と云ふは無き事なりと云は甚も太じき狂言ぞも其者どもの説を聞くにまづ忌と云とは神の忌給ふに非ず己れが心より起る己が心に穢と思はねば神の忌給ふ事なしされば一切成就戒にも極めて穢きもたまりなければ穢き事は有らじ内外の玉がき清くきよしと有り然れば穢と云事は己が心の迷ひより起る事にて神に穢の恐れはなく極めて穢きも心に溜ねば穢はなしと云ふ事なりと云ひ又かの六根清淨戒の穢人なりまた上の内外の玉垣清く淨しとあるは即佛書なる内清淨外清淨と云ふこと淨を見て作りたる文なるが殊に内清淨とは彼謂ゆる目に諸の不淨を見て心に諸の不淨を見ず耳に諸の不淨を聞て心に諸の不淨をきかすと云やうに内を清くするを云ふ事は甚片腹痛き事にこそ參宮するとも苦しからずなど云は是また甚じき非事なり然るは神の甚く忌給ふ物なる上は神の御國の神の御民と有む者のゆめく輕慢にすべき事に非らず

### 產土神の段

宇夫須那といふ語の正しく所見たるは尾張國風土記に  
葉栗郡若栗郷宇夫須那社廬入姫誕生の地也故有此號神宇類編に此  
神社は手力雄命なりといふ說あり廬入姫の誕生より社號を宇夫須那と稱せるにや此姫は景行天  
命のかの石戸を開たまひし事などを思ひて此時こと更に祭り給へるにも有るべし但しこは廬入比賣命の產土  
神にこそ有れ今云ふ產土神は誰にまれ其生れたる土地の鎮守を申せり其生れし土地を宇夫須那といへる例は  
推古天皇紀三十二年の所に蘇我馬子が天皇に奏せる語に葛城縣者元臣之本居也故因其縣爲姓名アサムとあり諸書に

生土產土なども書效ひ清和天皇紀貞觀六年十月の所に  
讃岐國梶州天川宇夫志奈神從五位下といふ事も所見た  
り然れど此は何の神といふ事詳ならず扱世には產土神  
と氏神とを同じ事に思ふめれど元より差別ある事なり  
そは產土神とは其神の敷坐す土地に生出る諸人の產土  
神なる由なるが氏神とは其氏人の祖神を云ふは更なり  
其氏の祖神ならぬも殊なる由緒あるは一家及び一族ま  
でも氏神と稱せる古の例にて氏はもと内と同言なるが  
其一族又一郷の内にて親く仕へ祀る神の義なり然れば  
内神と云ふに同く氏子は内子と云ふが如く其神の御内

子なる義なり。氏と内と清濁のかはりあるに疑あるべけれど伊勢の内宮のあ  
いふにて知るべし。然れど氏をうぢと云ふも同じ族内なる義より出たる言なり。そは  
陽成天皇元慶三年の紀に伊勢國度會郡大神宮氏人神主姓荒木田三宇一大神宮氏人有  
三ノ神主姓荒木田神主根本神主度會神主是也。同五年の紀に制合五畿七道諸國諸神社  
祝部氏人本系帳三年一進など見えたる類の文數多あるが其文どもに氏人と云へる  
は多く内人といふと同じ様に聞え内人とは大御神の御内に親く仕奉る由の稱なり  
をかの内臣内物部などいふ稱の内も天皇の御内に殊にしたしみ給ふ由の稱なり  
然れば神名式に伴氏神社伴林氏神社などある類は胡亂

從三位藤原朝臣良繼病叙其氏神鹿島神正三位香取神正  
四位上とある鹿島社は武甕槌神香取社は經津主神にて  
藤原氏の祖神ならず但し其相殿に天兒屋根命も坐せど  
此は後に河内國平岡社より移し坐たる神なり然るに中  
臣氏藤原氏にて平岡の社を氏神と稱せる事なく鹿島香  
取を氏神と稱するは中臣氏の遠祖よりして此兩社に殊  
なる故ありて仕奉りその内人とありし故なりさて其祖  
神なるまた祖神ならぬを云はず諸氏に氏神の祀を懇懃  
に行はしめ玉へる事は仁明天皇紀承和元年正月の所に  
山城國葛野郡上林郷地方一町賜伴宿禰等爲祭氏神處ま  
已上毎至春秋之祭不待官符永以徃還また四年二月の所  
に敕聽大春日布瓈粟田三氏五位已上准小野氏春秋二祠  
た二月の所に小野氏神社在近江國滋賀郡敕聽彼氏五位  
時不待官符向在近江國滋賀郡氏神社この二つの敕に不待官符と  
宣へるは氏神の祭祀を重

んじさせ玉ふ御文にて  
殊に尊き御事なりかし 猶委しくは玉櫛に付て見るべし惜いと  
上代には國々の國造など其領る處に祖神<sup>タタガ</sup>を祭れるが多  
かれば其氏祖の神やがて產土神なるも多かりし故に世  
になべて氏神と產土神とを混<sup>ト</sup>一に思ふ事となりけん然  
は有れど中昔の書どもを閲するに產土神に對しては其  
地に生るゝ諸人を氏子と稱し氏神に對しては其を奉ず  
る諸人を氏人と稱せる趣なりさて眞野時繩が說に其國  
其土地の靈の御<sup>イハ</sup>徳は各々異にして人物動植皆其神氣を  
得て產生する故に地宜方物各々其性を異にする產土神は  
これ土地の靈なるが大八洲に各自の國魂神あり一國に

は國魂といひ一處には產土神と稱す地勢方角に從ひて  
其靈異なる故に方隅不產の物あり人また容貌言語志氣  
の不同あり是みな土地の神靈の寓する所ある故なり  
山書といふ物に堅土人<sup>ハ</sup>剛<sup>ハ</sup>弱土人<sup>ハ</sup>柔<sup>ハ</sup>墟土人<sup>ハ</sup>大<sup>ニ</sup>沙土人<sup>ハ</sup>細<sup>ニ</sup>息土人<sup>ハ</sup>美<sup>ニ</sup>埴土人<sup>ハ</sup>醜<sup>ニ</sup>と見え周禮の地官司徒に以<sup>ニ</sup>土會之法辨<sup>ハ</sup>五地之物主<sup>ヲ</sup>とて生植の物人倫に至るまで其異なる事を載たり異域<sup>ヨ</sup>も同じ理也  
是を以て漢土にも人生れて其土に依りて姓を  
命ずるは本土に報ゆる謂<sup>フ</sup>なり其は左傳隱公八年の傳に  
因<sup>テ</sup>生<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>賜<sup>レ</sup>姓<sup>ヲ</sup>胙<sup>ニ</sup>土<sup>ニ</sup>而<sup>テ</sup>命<sup>ス</sup>之<sup>ミ</sup>氏<sup>ヲ</sup>とある是なりと言へるは實然<sup>ル</sup>る說なり  
この時繩が說は其著せる神階編に見えたるを今は其繁を去り文土がらなど云ふめる<sup>フ</sup>をも甚く引約めて記せるなり世の諸に人の性質の事につきて產は右の說にかなへり抑<sup>ハ</sup>神の幽冥より人を治め玉ふ事の本は上<sup>カ</sup>  
の條<sup>ク</sup>に說<sup>タ</sup>る如く神世に天照大御神皇產靈<sup>ハ</sup>大神<sup>ノ</sup>の詔<sup>カ</sup>

命によりて杵築大社に鎮座す大國主神の無窮に治給ふ  
御業なること神典に委く傳へて著明なるを猶その古傳  
に本づき熟く推究めて考ふるに大國主神は幽冥の事の  
本を統領め給ふにこそ有れ末くの事は一國に國魂神一  
宮の神あり一處には產土神氏神ありて其神たちの持分  
て司たまひ人民の世に在る間は更にも云はず生れ來し  
前も身退りて後も程くに治め玉ふ趣也穴かしこ是を以  
て人く能く尊敬すべきは即神の道なり

### 井上神社の段

井上神社とは禊教教祖井上正鐵大人の靈を鎮め祭りた

る社なり大人の傳は眞傳記實傳記在島記にも見えたれ  
どまた己が聞及べる事どもをも取合せて其大畧を記さ  
むに清和天皇より出たる源氏の一流にて遠祖は上野國  
新田支流里見太郎義俊が孫鳥山三郎時成七世の孫修理  
亮時盛永享十二年七月下總國結城の戦に討死し其男鳥  
山新三郎時房上總国安藤村に遁れ住ける故安藤を稱號  
とす其後安藤左京亮時宗は里見刑部大輔義堯同左馬頭  
義弘同義豊に歴仕し其孫安藤七九郎時則の世に里見家  
坐事封を除かる是に依て房州平郡上瀧田村に蟄居する  
に安藤源五右衛門教風元祿年中秋元但馬守喬房君に

召出され領地の代官たりしが淺野内匠頭長矩の家士木村岡右衛門の娘に娶ひ安藤直左衛門教典を産む教典の子を安藤市郎左衛門眞鐵と云ふ是大人の父主なり男子三人女子一人ありしが長男を安藤一郎教一と云ひ次は女子にて秋元常藏が妻となる次は正鐵大人にて寛政二庚戌年八月四日江戸濱町秋元家の屋敷にて生れ給へり次を立志と云ひ高橋源五右衛門の養子となる母刀自は松平壹岐守家士井出久兵衛の女なり大人の童名を喜三郎と申せり同十二年に母方の縁によりて富田總次の養子となり給へるが此時より富田家の本姓に復し姓を井上

と改められたりかくて思ほす旨や有けん其家を退きて生家に歸られたりされど姓は其ま、井上と名告たまへり文化五年十九歳にて武者修行に志さし父の許を得て出立たまひ或時甲斐國甲府に遊び田中村に住める磯野弘道の門人となり醫術を學び玉ひき又伊勢國にて水野南北大人に會て教をうけ給ひもはら修身の學に心をいれて晝夜といはず勤給へりとぞ「是は問答書にも其時の事自らしるし給へれば委しくはこゝに載せず」其後江戸に歸られて四ツ谷新宿のあなたなる鳴子村淀橋の邊に寓又兩國橋の邊若松町に移住し醫の業をもてなりはひとし傍ら眞道を語りさせとされて在しが文政十

年七月に父眞鐵翁身退られぬ大人三十八歳の時なり然るに父主身退たまふに先だちて大人に遣訓せられし其御言に「汝神道を能明らめ能學びて家を治めよ又此道を受學ばんと爲る人あらば懇切に傳へよ家の主斯道を知らば家内安く國の主斯道を知らば國內の民安からむあはれ神道の御教貴むべし仰ぐべし是即て天津磐境の本津法なり若此志を失ひなば錦を着て高位高官に昇るとも不孝の罪甚大なり又我心を繼て國家の爲に功を立なば其身はよしや野山に屍曝すとも我子孫なり」とかく申して教へ給ひき其後天保元年故ありて暫く深川藪の内

なる杉山治郎兵衛の方に寓給ふ上總國久留里城主黒田家の家士安西常助の三女糸子を娶る時に四十一歳なりき然るに糸子の大人に仕ふる風また出入人に對する體優美しく道の志太く嚴めしく丈夫の心得たりとて名を男也と改めらる同年中橋檜物町に移住せり其頃名を井上東圓と稱玉へり東圓とは水野南北大人の  
稱けられし名なりと云ふ 同五年四十五歳にして上京し白川伯王殿の御門に入り神祇の大道を得給へりかくて先に父主の遣訓ありし事を忘れ玉はず日夜となく勤しみ玉ひ江戸に歸られて専ら其教ごとを布施し給ふに野澤主馬三浦隼人長沼澤右衛門村田善彌等

門に入りぬ同十一年四月武藏國足立郡千住在梅田村神明宮の神職となり井上式部と改稱し玉ひ日く神前に奉仕りて祓を唱へ天下泰平萬民安穩を祈り神道の教を講り給ひし時に諸國より聞傳へて參り合ひ教を受るもの多く同十二年の頃に至りては松平紀伊守殿松平和泉守殿三宅土佐守殿及加藤勇司櫛澤岡右衛門栖原庄助池田小兵衛四方傳七を初め老若參集ひて教導に歸向せるをそが中にも松平伯耆守殿九鬼式部少輔殿また杉山秀三伊藤祐像村越守一坂田正安村越正久村越鐵久安西一方わが父君鐵安等入門して惟神の大道を慕ひ一同力を盡

し教導大に隆盛になりぬこゝに天保十二年十一月二十四日寺社奉行稻葉丹後守殿より召出され教示の次第を被尋調中揚屋入申付られたり哀惜くも隼人は同年十二月廿二日獄中にはかなく身死られたり時に五十餘歳なりと云ふ妻采女は鴻巣在に蟄居て後木下川村にて死去ぬ同十三年二月十六日寺社奉行阿部伊勢守殿より大署の申口立ちしに依て歸村村預けの命ありかくて御不審の廉く書記し上申べしとの事なりしかば神道唯一問答の書二卷を奉り御疑惑は氷解たり是より猶教示し玉ふ事舊の如くなりしに浮説區くに種くの毒言を流布す者有

るより同年十一月廿八日再寺社奉行の御尋問を蒙り揚  
屋入となり其教旨異流と裁定られ遂に十四年二月九日  
戸田采女正殿より遠流の言渡<sup>ワタシ</sup>をうけ五月廿九日三宅島<sup>ミヤツマダ</sup>  
へ船出したまふ然るに其揚屋に在し、時坂田正安より  
傳手<sup>ツバ</sup>を求め手簡もて尋ね申し、に猛く雄々しき御言も

て教遣し玉へり其文に曰く此間は御書面下され悉披見致候此度遠島  
仰付られ候事斯道に志を立候て七年以前

よりかゝる事のあるは覺悟いたし候事に候へども淺ましや今更に驚ぬる心こそは  
かなかりけれ法華の祖師日蓮は遠島に逢事二度首の座に着く事一度劍難二度小難  
數知れずと聞く又諸法を弘むるもの遠島の難に逢はざるはあらずこそに申すも恐  
多けれど神君は天下萬民のために九死を出て一生を得ること十八度と仰られ玉ふ

と承る然れば我等如き者天照大御神の御法神國の神道の爲に身を捨妻子を捨天下

泰平國士安全萬民安穩のため東照神君の御徳を仰ぎ奉り上下安からん事を願ひ參

らじ神明の誓なれば必ずく成就の時あらざんや日月は地に落ち大山は崩て海

らするには命を惜まず神明に仕奉らんはいと難有事ならずや此願成就は我願にあ

らじ神明の誓なれば必ずく成就の時あらざんや日月は地に落ち大山は崩て海

に入り沼となるとも此神の誓は違ふ事あるべからず古歌に「風は息虚空は心日はま  
なこ海山かけて我身なりけり」猪申入度事御座候へどもまたく申述べく候〇と  
ぞ在りぞ在り  
かくて彼島に坐して島人をも教へ導き江戸に遣  
されし門人等へ便の時々書もて道の志を補助給へりし  
事等は書盡すべくもあらねばこゝには洩しつ凡て此島  
に在す事六年にして終に嘉永二年二月十八日ゆくなりな  
くも御病に掛り歿給ひしは飽ず悲しき事にぞ在けるさ  
て其後明治二年二月九日免罪の命ありければ三宅島な  
る墓所を掘反して御骨を迎へ奉り梅田村なる墓に葬め  
参らせ同十二年門人等が政府に願申し同年十二月十二  
日御許可かゝりて東京下谷西町に井上神社と齋奉り

禊教の守神と百年も千年も繼ぐに其御徳を仰ぎて奉仕  
るべき事とはなりぬ。猶明治廿七年十月十九日を以て  
禊教獨立を許可せられ就て祭神の中に加へられしは廣  
大の恩命なり是を以て吾教徒ら誰しの人も朝な夕な拜  
み奉るべき理なり

さてかく獨立の御許可を蒙ることに至りしも熟く思へ  
ば其源教祖碩徳の爲す所とは云へ偏に正安翁鐵安翁及  
諸教師の盡力に依る所殊に鐵安翁は即獨立請願の發起  
者にして朝暮忘るゝ事なく心盡して在しゝも明治廿三年  
三月十八日齡七十一歳にして惜しくも此顯世を退り

て幽世に歸入ましぬ爰を以て己安治其遺志を繼ぎ諸氏  
と計りて數年怠らず其事を務め仕へたりければ終に全  
く獨立の恩命を蒙りしものにてこれ實に朝夕祈奉る神  
祇の冥助に非ずはいかで此所に達るを得んや然して前  
後打渡して終身一日の如く克く盡されしは獨鐵安翁の  
みにして其功績吾禊教の中祖とも稱つべく他に其比類  
を見ず故に本教神拜式に可怜道功績止稱奉留鐵安大人  
敬ひ朝夕拜仕奉るべき式を定めたるなりあはれ教徒の  
末くまでよく此由緒を辨へ得て益斯道を厚く欣仰し克  
乃神靈及禊教爾勤美仕奉志主等乃神靈乃御前乎畏  
之

く神恩皇恩に報い奉るべきなり

禊教主神神徳畧記終

昭和十三年十二月十日印刷

定價金壹圓

東京市下谷區西町五番地

著者 故坂田安

東京市下谷區西町五番地

発行者 坂岸田安

東京市下谷區御徒町一丁目一番地

印刷者 峯岸重治

東京市下谷區西町五番地

電話下谷四五九七八番

振替東京二二四一八番

禊教本院

複不許

391  
136

發行所

終

